

保存版

清川村リサイクルセンターの 利用方法について



清川村リサイクルセンター



ごみの直接搬入方法

1 ページ

小型家電の資源化方法

2 ページ



平成31年1月発行

清川村リサイクルセンターに

ご自分でごみを搬入することができます

清川村リサイクルセンターとは？

清川クリーンセンターを取り壊した跡地に「清川村リサイクルセンター」を建設し、平成31年1月より運用を開始しました。

このリサイクルセンターは、皆さんがごみステーション(集積所)に出されたごみのうち、資源として活用できるごみ(びん、フライパン、鍋、廃食用油、小型家電など)を効率よく資源化できる量まで一時的に保管する施設です。



リサイクルセンター内部

搬入可能ごみ

もえるごみ



カン類



ガラス・陶器類



びん



ペットボトル



プラスチック製
容器包装



紙、布類



廃食用油



せん定枝



その他(粗大)
【事業系ごみを除く】



搬入可能日時

曜 日	時 間
毎週 月・木 曜日	午後 1 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分
第 2・4 土 曜日	午前 9 時 00 分 ~ 正午

注)12月30日から翌年の1月3日までは搬入できません。

ごみの搬入方法

- ① 事前の予約は必要ありません。
- ② 搬入可能日時に自家用車などで、ごみをご自分でリサイクルセンターまで運んでいただきます。
- ③ 搬入時に住民の方または村内で事業を営む方であることを確認させていただきます。
- ④ 搬入時に職員が立ち会いますが、ごみはご自分で運んでいただきます。
- ⑤ 搬入されたごみは計量します。
- ⑥ 事業系ごみのうち「もえるごみ」は、事前に役場で「**事業系ごみ有料処理券**」を購入してください。

小型家電のリサイクルを始めます

小型家電とは？

電話機、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、電気シェーバーなどの電化製品で、小型家電リサイクル法で定められている機器のことをいいます。

小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属がたくさん含まれており、リサイクルが可能な貴重な資源で、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で「都市鉱山」ともいわれています。

リサイクルセンターができたことにより、今までは「その他(粗大)ごみ」として処理をしていた小型家電を一時的に保管することができるようになりましたので、今後は「資源」としてリサイクルします。

主な小型家電リサイクル対象品目



電話機



ファクシミリ



ラジオ



デジタルカメラ



ビデオカメラ



ICレコーダー



電子辞書



電卓



電気シェーバー



ゲーム機



ACアダプター



リモコン

ごみの出し方が変わるの？

皆さんがごみステーション(集積所)に出す方法は、今までと変わりません。

「**その他(粗大)ごみ**」の日に出してください。

なお、リサイクルセンターに直接搬入することもできます(1ページ参照)。

村が収集したごみの中から職員が小型家電を選別し、リサイクルセンターに一時保管し、資源としてリサイクルします。



小型家電を出すときの注意事項



- 個人情報情報は消去してください。
- **電池、バッテリー** は取り外してください。
- 梱包材や取扱説明書は除いてください。
- パソコンは対象外です。



清川村リサイクルセンターに

ご自分でごみを搬入することができます

清川村リサイクルセンターとは？

清川クリーンセンターを取り壊した跡地に「清川村リサイクルセンター」を建設し、平成31年1月より運用を開始しました。

このリサイクルセンターは、皆さんがごみステーション(集積所)に出されたごみのうち、資源として活用できるごみ(びん、フライパン、鍋、廃食用油、小型家電など)を効率よく資源化できる量まで一時的に保管する施設です。



リサイクルセンター内部

搬入可能ごみ

もえるごみ



カン類



ガラス・陶器類



びん



ペットボトル



プラスチック製
容器包装



紙、布類



廃食用油



せん定枝



その他(粗大)
【事業系ごみを除く】



搬入可能日時

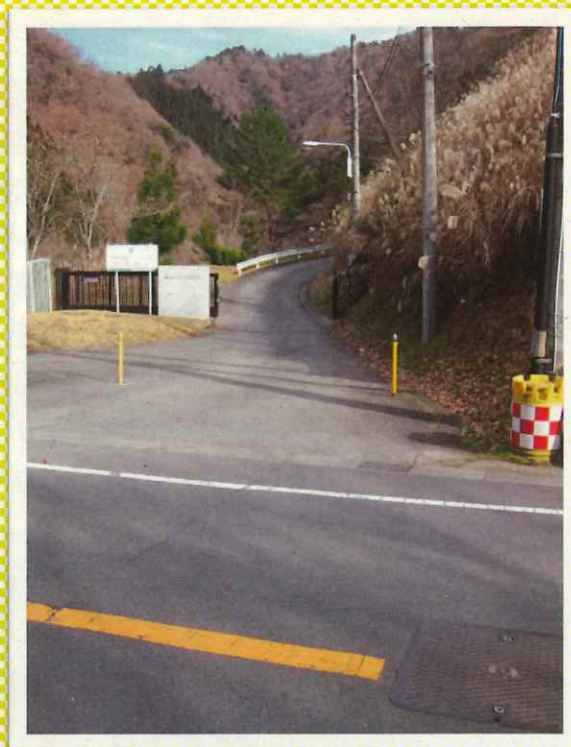
曜 日	時 間
毎週 月・木 曜日	午後 1 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分
第 2・4 土 曜日	午前 9 時 00 分 ~ 正午

注)12月30日から翌年の1月3日までは搬入できません。

ごみの搬入方法

- ① 事前の予約は必要ありません。
- ② 搬入可能日時に自家用車などで、ごみをご自分でリサイクルセンターまで運んでいただきます。
- ③ 搬入時に住民の方または村内で事業を営む方であることを確認させていただきます。
- ④ 搬入時に職員が立ち会いますが、ごみはご自分で運んでいただきます。
- ⑤ 搬入されたごみは計量します。
- ⑥ 事業系ごみのうち「もえるごみ」は、事前に役場で「**事業系ごみ有料処理券**」を購入してください。

清川村リサイクルセンター案内図



清川村リサイクルセンター入口



煤ヶ谷方面からお越しの方は、
東沢橋手前を右折してください。



宮ヶ瀬方面からお越しの方は、
東沢橋の先を左折してください。

ごみの出し方についてのお問い合わせは

清川村役場 環境上下水道課 環境係 ☎288-3862(直通)

清川村リサイクルセンター ☎288-2348

(収集作業により、不在場合があります。)